

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和５年度第７回公立大学分科会 議事録

１ 日時

令和６年２月１日（木曜日） 午後５時００分から午後５時４５分まで

２ 場所

東京都庁第一本庁舎３３階 特別会議室Ｎ２

３ 出席者

大野分科会長、梶間委員、鈴木委員、村瀬委員、最上委員、山口委員

４ 議題

（１）審議事項

- ①東京都公立大学法人第四期中期目標期間における業務実績評価方法等について
- ②東京都公立大学法人役員報酬基準の変更について

５ 議事

●冒頭説明・挨拶

○大野分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから東京都地方独立行政法人評価委員会令和５年度第７回公立大学分科会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、この会場に加えまして、ウェブ会議機能を活用して、リモートでも御参加いただけるハイブリッド方式を取っております。梶間委員及び東京都公立大学法人の皆様はリモートで御参加いただいているということでございます。円滑な運営に御協力のほどをお願いしたいと思います。

それから、村瀬委員の到着が遅れるという御連絡をいただいておりますので、先に始めたいと思います。

それでは、本日の議題でございますが、会議次第にありますように、審議事項２件であります。本日の案件で非公開とすべき案件はございませんので、全て公開とさせていただきます。

それでは初めに、事務局から会議運営の留意点、資料等につきまして御説明をお願いいたします。どうぞ。

○田邊大学調整担当課長 事務局の田邊でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

会議運営の留意点、そして会議資料について御説明をさせていただきます。

初めに、会議運営の留意点でございますが、先ほど分科会長からも御案内のありましたとおり、本日は本会場に加えまして、リモートでも御参加いただけるハイブリッド形式を取っております。梶間委員はリモートで御参加いただいております、杉谷委員は本日、御都合により欠席となっております。

続きまして、会議資料についてでございます。議事を中心となる資料を会場のモニターに表示をさせていただきます、オンラインで参加の皆様にも同じ画面を映しております。

また、お手元のタブレット端末でも資料を御覧いただけますので、画面が映らないなど不具合がございましたら、事務局までお声がけいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料についてでございます。

まず、画面に映しております会議次第、そして委員名簿でございます。

資料1でございますが、地方独立行政法人法の改正に伴う対応をまとめた資料となります。

続きまして、資料2が、法改正への対応を踏まえ作成した、業務実績評価方針及び評価方法の変更案でございます。

続きまして、資料3が、業務実績等報告書の様式の案でございます、資料4が役員報酬基準の変更についての資料となります。

最後、資料5が、今後のスケジュールとなっております。

このほか、参考資料といたしまして、参考資料1から参考資料6までおつけしてございます。参考資料については、後ほど説明の中で触れたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○大野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に移りたいと思います。

（１）審議事項

①東京都公立大学法人第四期中期目標期間における業務実績評価方法等について

○大野分科会長 審議事項の1つ目、東京都公立大学法人第四期中期目標期間における業務実

績評価方法等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○田邊大学調整担当課長 それでは、まず議題の1点目で、法改正の対応についてでございます。

前回の御議論を踏まえましてさらに検討を進めた上で、資料1のとおり対応の考え方をまとめてございます。

上段にあります法改正の概要でございますが、こちらは既に御案内のとおり、来年度から年度計画と年度評価が法定ではなくなるといったものになっております。

今回の改正の趣旨につきましては、上から4行目ぐらいにございますが、計画・評価に係る業務負担の軽減により、公立大学本来の役割を一層発揮するという事となってございます。

対応の考え方でございますが、3点ございまして、1点目は、法改正の趣旨を踏まえまして年度ごとの詳細な計画作成とそれに対する評価は廃止し、ペーパーワークの削減など業務負担を軽減することで本来の教育研究に注力をしていただくということとなります。

2点目としては、法人自らの経営管理の中で中期計画の進捗を管理し、その自律的な管理の中でPDCAサイクルを実施していただくということ。

3点目は、第三者の視点を法人の業務運営に反映していくために都において進捗状況を把握し、外部有識者となる評価委員からの助言を得て、法人の進捗管理をチェックしていくこと、と整理をさせていただいております。

資料、次の2ページ目になりますが、具体的な対応（案）ということでまとめさせていただいております。

一番上の枠、従来型の年度評価と、上から2つ目の枠にあります業務実績報告につきましては廃止して、それに代わり、見込評価や期間評価に向けた取組の一環として、法人が自らの進捗管理のために作成する資料、具体的には実績報告資料を分科会の先生方に御覧いただき、報告に対して委員からの所見を付すことで、中期計画の進捗管理を実施してまいりたいと考えてございます。

また、年度評価を廃止するという法改正の趣旨を踏まえまして、評定段階につきましては付さないこととしたいと考えてございます。

また、法人の自己評価につきましては、前回の分科会で御議論いただいたところでございますが、こちらにつきましても法人の自律的な経営管理を重視するということを踏まえ、分科会からは自己評価を求めないこととしております。

これらの考え方を踏まえまして、資料2で、具体的な業務実績評価方針及び評価方法の変更

案を作成してございます。

前回からの大きな修正点としては、資料2の5ページ目にごございます項目8で、前回は進捗状況確認の方法をかなり細かく記載したところでしたが、今回の案では、項番8は削除し、項目5の（1）に中期計画の進捗状況確認等ということで、必要な事項を記載しております。

この評価方法の中で、法定評価を実施しない年度の進捗状況確認の際には、業務実績等報告書に準じた様式により報告を受けることとしてございますので、今回は、こちらの資料2と併せまして、資料3として業務実績等報告書の様式につきましてもお諮りしたいと考えてございます。

資料3の様式でございますが、一番上の表題のとおり、見込評価・期間評価の様式となり、体裁の修正など前回から軽微な修正は行っておりますが、記載内容としては前回からの変更はございません。

中身としては、中期計画ごとの主な実績、その達成状況、評価指標ごとの経年の実績や、その他中期計画に関連する実績などを記載する様式としてございます。

3枚目は特記事項を記載する様式となり、優れた成果を上げた取組ですとかアピールしたい取組、そして遅滞が生じている取組について記載するということで、こちらの様式をおつけしてございます。特記事項の様式についても、前回と同様となっております。

続きまして、参考資料1と参考資料1別紙を御覧いただきたいと思います。

こちらは法定評価を実施しない年度の中期計画進捗状況確認のための資料となり、中期計画進捗状況報告書の作成要領参考例、そして、別紙として進捗状況報告書の様式をおつけしてございます。

位置づけとしては、法定外の取組となるため、都や評価委員会からは報告の詳細な方法までは指定しないという趣旨で、法人が報告書を作成する上での参考例、また様式例ということで、参考資料で示させていただいております。

中期計画進捗状況報告書につきましては、先ほど見ていただいた法定評価の際の業務実績等報告書に準じた様式としておりまして、前回からの変更点としては、自己評価の欄を削除しておりますが、それ以外について変更はございません。

参考資料1の作成要領参考例につきまして、前回からの変更点としては、法人の自己評価に関する箇所を削除したことと、軽微な文言修正をしておりますが、その他は前回からの変更はございません。

法改正に関しまして、本日は先ほど申し上げた資料２の業務実績評価方針及び評価方法の変更案、そして資料３の業務実績等報告書の様式、そして今申し上げた参考資料１の中期計画進捗状況報告書の作成要領参考例と別紙の中期計画進捗状況報告書の様式例について御審議をいただきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上です。

○大野分科会長 御説明どうもありがとうございました。

先ほど、村瀬委員が到着されました。

○村瀬委員 よろしくお願ひします。

○大野分科会長 よろしくお願ひします。

本日ご出席の方は全員そろったということですので、よろしくお願ひします。

ただいまの法改正への対応の概要をお聞きいただきまして、そして資料２、資料３、それから参考資料１とその別紙ということで示されております。これにつきまして、御意見等を賜りまして、これに関しての確定をしたいと思っております。

それから、御欠席の杉谷委員につきましては、本件についての御異存はない、特段の意見はないことを伺っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、どなたからでも、御意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

資料１に法改正への対応の概要ということでまとめていただきました。法改正の対応による変更を文言に落としたものが資料２という理解で、それから法定評価の際の報告書様式が資料３ということですよね。また、法定評価の資料３の様式に準じて進捗状況報告書を実際に作る場合の一つの例として、文言にまとめたものが参考資料１で、具体的な様式そのものがその別紙ということになるかと思ひます。

ですので、今回の法改正の趣旨からすると、なるべくペーパーワーク等は削減して、大学等の本来の仕事をしっかりとやっていただきましょう、と言いつつも、中期計画はしっかりと達成してもらいたいので、その進捗状況は確認しましょうということだと思ひます。

今回一番大きなところは自己評価しないということで、評価指標はきちんと定めてありますので、それについては客観的に評価していくけども、それがどういう評定段階にあるか自己評価まではしないということだと思ひます。

それに対して評価委員会としては、その客観状況を踏まえながら、進捗状況に対して建設的な立場でアドバイスさせていただくというイメージを持っております。

いかがでしょうかね。

そういった認識が正しかったとして、ご意見等何かあればいただければと思います。

梶間先生いかがですか、何かございますか。

○梶間委員 はい。一番大切なことは、中期計画をやりっぱなしにしないということだと思っていますので、詳細な厳格な年度管理はしないのですが、法人の実勢を尊重して、若干簡易的な様式で、ポイントとなる部分は毎年法人が自主的に管理するという形を取ったので、制度の趣旨にもあっているし、一番大切な中期目標や中期計画について、やりっぱなしにしないという進捗管理もできる形かと思いますので、全般的によく考えられた評価手法、様式になっていると思います。

○大野分科会長 ありがとうございます。

はい、最上先生どうぞ。

○最上委員 基本的な考え方で、法改正の話を聞いたときに私が思ったのは、趣旨としては負担軽減ということですが、この評価制度が始まって20年近くやってきていて、評価が文化として根づいたので、概ね評価制度の趣旨や運用の仕方は分かってきたということがバックグラウンドにあって、やり方は分かっているからきちんと運営してくれるよね、という性善説的に立場で接したいと思っています。こちらはあなたたちのやることを信頼しているから、包み隠さずに出してきていただいて構わないよと、そういったニュアンスで接したいと考えています。

○大野分科会長 おっしゃるとおりですね。評価の制度がごく当たり前に行えるようになってきた中で、性善説というのもそういった信頼がないと成り立たないですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、何かございますか。

はい、どうぞ山口先生。

○山口委員 私も今回の資料の案に賛成です。教育機関での評価は1年ですぐ成果が出るものばかりではなかったりしますので、中期目標、中期計画を見据えて、少し長期目線で見ていくという見方も大事かと思いますので、今回の方法がいいと思います。

また、アピールしたい点とか優れた成果を上げた点には着目して、もちろん駄目だった点にも着目して、そこには迅速に対応するということもできますので、こういった様式でいいかと思っています。

○大野分科会長 ありがとうございます。

○村瀬委員 私も結論には異存ありません。この分科会は、中期計画に実行過程で生じた変化に対して意見を交わし合うことに意義があると思っています。例えば、中期計画当初には想定

していなかったコロナ事案が発生した際に学校法人はどのようにリスクを受止め、対策を考えておられるのかとか、そういったことを分科会で伺い、意見交換をさせていただけたら有難いです。

授業料無償化の方針決定も、これは定常的な財務評価以前にもものすごく大きな政策判断が下されたと思うのですが、方針が決まった以上は積極的な活用を図っていただきたいと思います。全力で学びたいという意欲を持った優秀な人材を広く集めるきっかけとなり、入試倍率向上につながるのであれば素晴らしいことだと思います。

中期計画を策定したときには想定していなかったことが起きた場合には我々分科会メンバーとしても法人側のお考えを伺いたいと思います。具体的にこんなことをしていきたいという思いを聞かせていただいた上で、分科会委員と意見を交わすことによって取組みの成果を向上させることができるのではないかと思います。若干コメントいただきましたが、総論としては規程の変更を含め異存はありません。

○大野分科会長 ありがとうございます。

じゃ、どうぞ。

○鈴木委員 よく練られた方法だと感じました。全く新しい制度になってしまうと法人にも御負担になるかと思えますし、これまでどおりに評価していくというのも負担だと思えますし、一部活用しつつ負担を軽減して、また中期目標の達成に向かうという意味で、今まで年度評価で細切れになってしまうところを少し長期の視点で確認していくという、そういった点もよいと思います。この方法について賛成しております。

○大野分科会長 ありがとうございます。

最後に分科会長としてですが、各委員のおっしゃるとおりであります。本当によく練られているなと思います。その中で、この制度を運用する上での要望事項として各委員がおっしゃらなかった部分で言うと、例えば中期計画よりも遅れている点があれば、やはりその原因分析は自分たちやっていただくことになりますが、必ずしもその課題解決が絶対できるとは限らないと思います。特にコロナのような外乱とかあったときにはなかなか難しいですので、それはそれで受け止めつつ、では何をしていくのかというあたりで、フレキシビリティを持っていたきたいと思います。年度評価がなくなり、年度ごとで細切れだったものが、長期的な対応がしやすくなったので、それだけに余裕を持って考えられることがある。自己評価もやめて、段階を示すこともやめたわけですから、そのときにいいとか悪いというよりも、次に何をしたいのかということ、明日に向かっての進捗管理をぜひとも各校、法人にお願いしたいと思いま

す。我々評価委員会としても、そういった目線でコミットさせていただく、意見を出させてい
ただくということで進めたいと思っております。

以上でございます。

○田邊大学調整担当課長 ありがとうございます。

○大野分科会長 一通り御意見いただきました。また、全体として今回の修正案に賛成である
という御見解をいただきましたので、このまま進めていただければと思います。よろしいでし
ょうか。

(「はい」の声あり)

○大野分科会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、この対応を踏まえて、参考資料にございます具体的な評価の仕
方について、事務局から御説明いただきたいと思います。

○田邊大学調整担当課長 それでは、参考資料の2と3について御説明をさせていただきます。

参考資料の2と3につきましては、前回の分科会で御意見をいただいたもので、その上で簡
単な修正を加えるということで御承認をいただいたものでございます。その修正を反映したも
のを資料の赤字でお示ししております。参考資料2と3のいずれも、こちらの内容で問題がな
ければこのとおりとさせていただければと考えてございます。

参考資料4については、表現について改めて事務局で確認をさせていただきまして、こちら
は修正の必要がないかと考えておりますので、前回と同様の資料ではございますが、こちら
の内容で取り扱いたいと考えてございます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

○大野分科会長 御説明どうもありがとうございました。

今見ていただきました参考資料2、3、4、これにつきましては、前回簡単な修正を加える
ことで御承認をいただいたということですが、その修正がされた内容となりますので、もう一
度この場で再確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。何か御意見等ござい
ますか。

梶間先生、何かございますか、よろしいですか。

○梶間委員 はい、私から特に追加の希望はありませんので、よろしいかと思います。

○大野分科会長 ありがとうございます。

また、今日御欠席の杉谷先生も特段御異論ないということで御確認をいただいております。
皆さんが御承認いただけるということであれば、この資料の案で確定させていただきたいと思

います。よろしゅうございますね。

（「結構です」の声あり）

○大野分科会長 ありがとうございます。

それでは、この参考資料の案とさせていただくことといたします。

②東京都公立大学法人役員報酬基準の変更について

○大野分科会長 では、1つ目の審議事項を終えまして、本日2つ目の審議事項でございます。東京都公立大学法人役員報酬基準の変更についてということで、事務局から御説明をお願いします。

○田邊大学調整担当課長 資料4を御覧いただきたいと思います。東京都公立大学法人役員報酬基準の変更についてでございます。

まず、1に記載のとおりでございますが、役員報酬などの支給基準を定めた場合、また、変更した場合には設立団体の長に届け出ることとされております。評価委員会としては、報酬等の支給基準が社会情勢等に照らして適正であるかどうか、意見を申し出ることができることとされてございます。

今回、法人から役員報酬基準を変更した旨、都に届出がございましたので、本日はその内容を御報告しまして、御意見があるかどうか、御審議をいただきたいと思いますと考えてございます。

資料4の2、報酬等の支給の基準についてでございますが、取扱いとしては、国や地方公共団体の職員の給与、また地方独立行政法人や民間の役員報酬やその他法人の業績等、事情を考慮して定めなければならないとされており、その下にございますが、具体的には東京都公立大学法人については、東京都の局長級に適用されている指定職給料表をベースに定めております。

今回、都において昨年10月に東京都人事委員会勧告がございまして、それを受けて、都職員の給与改定がされたことから、法人におきましても、その後、役員報酬及び教職員の給与改定がなされてございます。

具体的な改定額については資料4の3に記載がございまして、都の指定職の給料表と役員報酬の俸給表をお示ししておりますが、都の指定職について大体2,000円から3,000円の引上げが行われております。欄外のアスタリスクにございますが、特別給につきまして、2.2月から2.25月へと引上げとなっております。

これを受けて、法人役員の報酬につきましても、右側にそれぞれ記載がございまして、年額で大体10万円から15万円程度プラスの改定ということになってございます。

また、資料右下のところがございますが、非常勤役員につきましては、日額で定めておりまして、こちらについても、アスタリスクに記載がございますとおり、常勤役員の平均改定率を乗じまして、それぞれ理事、監事の日額の改定額を算出しております。

これらの変更につきまして、御審議をいただきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上です。

○大野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件御説明のありました役員報酬の基準が適正であるか等につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

なお、これにつきましても、杉谷先生からは特段御意見はないと伺っておりますので、申し添えたいと思います。

いかがでございましょうか。

梶間先生どうぞ、御発言ください。

○梶間委員 金額自体にどうこう言うつもりじゃないんですけども、もし情報を持っていたら教えていただきたいのですが、非常勤の理事と監事について、日額で差がついているのですが、差額がつき始めた経緯とか、何か事情はありますでしょうか。そもそも初めから差がついて、そのまま改定率でこうやって上がっていったのでしょうか。もし情報があったら教えてください。

○大野分科会長 事務局いかがでしょうか。

○田邊大学調整担当課長 恐らく、当初から差額をつけていたものがその後の改定を踏まえて今の金額になっているのかなと思います。

○大野分科会長 そうですね。これはあくまでも想像ですが、企業でも昔は取締役が監査役よりも少し上位であるということがあり、何かそのような考え方が何となく入ったまま定められて、そのまま同じ改定率が適用されてここまで来てしまっているのではないのでしょうか。あくまでも想像ですが。

○村瀬委員 恐らく執行側が理事で、監事というのは監査をする側なので、執行側に対する監査ということで、大野先生がおっしゃった形となったのではないかと思います。毎年の都の人事委員会勧告を受けて改定が行われているとのことですが、今回は2023年度の人事委員会勧告でしょうか。

○田邊大学調整担当課長 2023年度ですね。

○村瀬委員 ということは遡及して改定が行われたということですか。

○田邊大学調整担当課長 常勤役員については遡及での適用、非常勤役員については次の年度に向けての改定となり、これは都の職員も同様に、非常勤は次の年度に適用となります。

○村瀬委員 そうですか。

総理大臣が物価高を超える所得水準アップをするという国会所信表明をされたので人事院勧告にも影響するかと思ったのですが、都にも影響は出るのでしょうか。

○田邊大学調整担当課長 人事院勧告を踏まえて、都の人事委員会が調査した上での勧告になるので、どうなるか分らないですが、また来年度の勧告を受けて改定になるかと思います。

○村瀬委員 公務員の方々は東日本震災復興の時にも報酬カットが実施されたりとか大変だったと聞いておりますが、そのような特別措置が入ったときに理事や監事の方々にも適用になるものなのですね。今回の結論については異存ありません。

○大野分科会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

私からも、今回の件に全く異存ないのですが、非常勤役員のベースが安過ぎるのではないかと考えていて、昔と比べると今の役員は責任がものすごく重くなっているかと思います。時には賠償責任まで負わされてしまう。そのために保険を掛けたりもしていますが、そうするとこの報酬額でいいのかとは思いますが。

○村瀬委員 おっしゃるとおりです。商法上の規定では役員である以上は非常勤と常勤で責任の重さには違いはありません。

○大野分科会長 それこそ役員を引き受ける人がいなくなってしまうのではないかと思います。仮に週2日として週に7万円の報酬で、4週間だと28万円です。年額で12か月の報酬にしたとしても、この金額でそれほどの責任を負わされるとなると、誰も引き受けられないということになりかねないと思います。自分が大学の理事やったときにも全責任を負わされますという状況で、せめて保険を掛けてほしいということで、保険は掛けましたけれども。

○田邊大学調整担当課長 非常勤の役員報酬については、そういったお話があったことは法人にも伝えたいと思います。

○大野分科会長 よろしくお願ひします。梶間先生どうぞ。

○梶間委員 分科会長のご発言について、私も全くそのとおりだと思います。加えてもっと言いますと、将来の話ですが、この非常勤報酬の場合の決め方について、日額、つまり出勤した日の分だけ報酬をもらえるという形自体が私はおかしいと思っています。本当はある程度の固定給みたいものがあって、それに加えて日額がつくと良いと思っています。ただ、現状のこの

決め方は、こちらの公立大学法人ばかりじゃなくて、よくある形だと思いますので、今回の案には異存ありません。ただ、将来的にはこの非常勤の役員報酬の在り方というのは考えないといけないのかなという感じはします。職業柄、学校に行って給料の台帳を見ますが、職員の方も教員の方も決して安い給料ではなかったりということもありますので、そういったことも考えますと、非常勤役員の方も活動しやすい環境を経済的にも整えるということで、こちらの大学法人だけではなくて、業界全体で考えていただけるといいなと、将来の課題として思います。

○大野分科会長 梶間先生ありがとうございます。

どうぞ。

○田邊大学調整担当課長 梶間先生がおっしゃったように、すぐに何か変えられるかということなかなか難しいところはあるかもしれませんが、少し将来に向けて周辺の大学の状況なども見ながら検討していく必要があるかなと思います。御意見参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○大野分科会長 ありがとうございました。

すぐにではないですが、こういう課題があるということは御認識いただければと思います。

○田邊大学調整担当課長 ありがとうございます。

○大野分科会長 大体よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、この資料4の役員報酬基準の変更については賛成ということにさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

それでは、本日の審議事項は以上ということでよろしいですかね。

○田邊大学調整担当課長 はい。

○大野分科会長 では最後に、今後のスケジュールなどにつきまして事務局から連絡をお願いいたします。

○田邊大学調整担当課長 それでは最後、資料5で今後のスケジュールをお示ししております。

まず、本日の御審議いただいた評価方針などに基つきまして、一番下ですが、法人に中期計画の進捗状況報告書の作成を進めていただくということになります。その後、令和6年度に入りまして、5月に第1回分科会を開催させていただく予定でございます。そこで令和6年度の事業計画などについて御報告をさせていただきます。第一回分科会後に、中期計画の進捗状況確認として、法人から提出があった報告書の原案を御覧いただき、所見を付す作業のご依頼を差し上げるということになります。その後7月ごろに、2大学1高専と法人へのヒアリングを

行いまして、委員の御意見を集約した上で所見の素案について分科会で御審議をいただきます。
なお、7月の分科会につきましては今、事務局でもスケジュールを調整中のところではございますが、ヒアリングをやる日と、素案審議を別日で実施させていただく可能性がございます。
その上で8月頃を目途に所見の最終案を作成いたしまして、分科会で御審議をいただくという
予定でございます。

資料上から2列目にございます評価委員会の親会について、来年度6月頃に開催があるという
予定と聞いてございます。来年度は8月までに分科会を最大で4回と親会を1回開催予定と
なりますが、また改めて具体的な日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願
いいたします。

事務局からは以上です。

○大野分科会長 ありがとうございます。

このスケジュールにつきまして何か御質問、御意見はございますか。

前から村瀬先生がおっしゃっている、現場の方々のヒアリングや意見交換をしたいというこ
とあったかと思います。ここに書いてある7月のヒアリングは例年のヒアリングのような気が
していて、そうではなくて、もう少し気軽な意見交換の機会があると良いかと思いますがいか
がでしょうか。見学に行ったときでも良いと思いますが。

○村瀬委員 ご検討いただければありがたいです。

○大野分科会長 委員の先生方に御負担になってもいけないかと思うのですが、1回ぐらいは
やっていただければと思います。

○田邊大学調整担当課長 そうですね。今年度の初め、5月頃に南大沢キャンパスを見ていた
だいたこともありましたので、そういった機会も大学法人と調整させていただいて、それと併
せてそういった場が設けられるか相談したいと思います。

○大野分科会長 御検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

梶間先生、何かございますか。

○梶間委員 私から追加での意見はありません。

○大野分科会長 ありがとうございます。

スケジュールに関しての御説明でしたが、そのほか全体を通して何かお気づきの点はござい
ますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、東京都地方独立行政法人評価委員会令和5年度第7回公立大

学分科会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。